

虐待防止のための指針

1. 基本方針

国分寺市医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し本方針を遵守して、福祉の増進に努める。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者に対してわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト（介護放棄）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講じる。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は、管理者が務める。

(3) 委員会は、年1回以上開催する。

(4) 委員会の審議事項

A) 基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。

B) 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

C) 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。

- D) 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
- E) 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
- F) その他人権侵害、虐待防止に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

5. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は管理者行うこととする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

国分寺市役所	高齢福祉課	042-321-1301
小平市役所	高齢者支援課	042-346-9539
府中市役所	高齢者支援課	042-335-4496
小金井市役所	高齢者支援課	042-346-9539
国立市役所	高齢者支援課	042-576-2111

6. 虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 利用者本人またはその家族、訪問した職員からの虐待等の通報・報告があるときは、事業所の高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、適正に対処を行う。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先する。

7. 職員等が留意すべき事項

職員等は、利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすのみならず、事業所としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問

題として十分に認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- A) 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- B) 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- C) 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- A) 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりでは思い込まないこと。
- B) 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合には、その言動を繰り返さないこと。
- C) 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否することができない場合もあることを認識すること。
- D) 職員同士が話しやすい雰囲気作りに務め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- E) 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- F) 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

8. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくこととする。また、ホームページで公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

【更新履歴】

作成日 令和6年4月1日

更新日 令和 年 月 日
令和 年 月 日